(平成27年3月31日決裁)

(設置)

第1条 生活困窮者自立支援法(平成25年法律第105号。以下「法」という。)に 基づく生活困窮者の自立の促進に関する事業(以下「事業」という。)の円滑な推進 を図るため、生活困窮者自立支援事業支援調整会議(以下「支援調整会議」という。) を設置する。

(所掌事項)

- 第2条 支援調整会議の所掌事項は、次のとおりとする。
  - (1) 法第2条第2項第3号に規定する計画(以下「支援計画」という。)の内容に関する協議及び検証
  - (2) 支援計画に基づき実施している支援の内容に関する評価、検討及び見直し
  - (3) 次条第3項に規定する関係機関及び関係課との連絡調整
  - (4) 支援に必要な社会資源のネットワークの構築
  - (5) その他事業の推進に関する事項

(組織)

- 第3条 支援調整会議は、委員長及び構成員をもって組織する。
- 2 委員長は、各務原市健康福祉部長をもって充てる。
- 3 構成員は、別表第1に掲げる関係機関に所属する者及び別表第2に掲げる関係課 の職員とする。

(委員長)

- 第4条 委員長は、支援調整会議を代表し、会務を総理する。
- 2 委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名す る者がその職務を代理する。

(会議)

- 第5条 支援調整会議の会議(以下「会議」という。)は、委員長が議事の内容に応じて構成員の全部又は一部を指名し、招集する。
- 2 委員長は、特に必要があると認めるときは、構成員以外の者に会議への出席を求めることができる。

(資料提出)

第6条 委員長は、会議の開催に当たり必要があると認めるときは、別表第1に掲げ

る関係機関に資料の提出を求めることができる。

(守秘義務)

第7条 会議の出席者は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を 退いた後も同様とする。

(庶務)

- 第8条 支援調整会議の庶務は、各務原市健康福祉部社会福祉課において処理する。 (その他)
- 第9条 この要綱に定めるもののほか、支援調整会議の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

別表第1 (第3条、第6条関係)

| 社会福祉法人各務原市社会福祉協議会 |
|-------------------|
| 岐阜公共職業安定所         |
| 岐阜県県民生活相談センター     |
| 法テラス岐阜法律事務所       |
| 岐阜県岐阜保健所          |
| 岐阜県障がい者総合相談センター   |
| 岐阜県中央子ども相談センター    |
| 岐阜県女性相談センター       |
| 岐阜県総合人材チャレンジセンター  |
| 岐阜県若者サポートステーション   |

## 別表第2(第3条関係)

| 各務原市市長公室まちづくり推進課 |
|------------------|
| 各務原市市民部税務課       |
| 各務原市市民部市民税課      |
| 各務原市市民部資産税課      |
| 各務原市市民部市民課       |
| 各務原市市民部医療保険課     |
| 各務原市健康福祉部社会福祉課   |
| 各務原市健康福祉部高齢福祉課   |

| 各務原市健康福祉部介護保険課    |
|-------------------|
| 各務原市健康福祉部子育て支援課   |
| 各務原市健康福祉部健康管理課    |
| 各務原市産業活力部商工振興課    |
| 各務原市環境水道部水道総務課    |
| 各務原市教育委員会事務局学校教育課 |